

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

2014年（平成26年）2月17日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例
第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総合計画及び都市マスタープラン」を「都市マスタープランそ
の他の土地利用に関連する計画等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市新総合計画を廃止することに伴い、所要の改正
をする必要による。